

【質問内容】

- 3 「飛鳥・藤原の宮都」の世界遺産登録について
海外からの賓客に対応するため、国の迎賓館を「飛鳥・藤原」地域に誘致することについて、知事の所見を伺いたい。

【答弁概要】 答弁者：知事

- 1 迎賓館は、海外からの賓客をお迎えし、会談や歓迎行事、宿泊等を行うための施設であり、我が国の文化や歴史の魅力を国内外に発信する役割も担っている。

議員お述べのような、飛鳥時代を感じられる迎賓館の誘致は、「飛鳥・藤原」の魅力を発信していく上で、一つのアイデアであると認識。

- 2 その上で、議員もご承知のとおり、迎賓館の設置主体は国であり、県だけで直ちに誘致を実現できるものではないが、一般論としては、以下の課題を整理する必要がある。

- ① 海外からの賓客の受入れニーズや利用見込み
- ② 同じ関西圏に既に設置されている京都迎賓館との関係
- ③ 「飛鳥・藤原」地域における文化財や景観との調和
- ④ 海外賓客の警備等に支障のない動線
- ⑤ これらの条件を満たす適地の確保、等

- 3 県としては、世界遺産登録後における「飛鳥・藤原」地域への国内外からの関心の高まりや入込客の増加、賓客の来訪状況等の動向を注視した上で、慎重に判断してまいりたい。